

大阪支部「健康宣言」事業所向け

運動機会アップ応援事業

【実 施 要 領】

令和7年7月

全国健康保険協会 大阪支部

大阪支部「健康宣言」事業所向け運動機会アップ応援事業

1. 事業概要

(1) 目的

全国健康保険協会大阪支部（以下「大阪支部」という。）の行う「健康宣言」事業に参加する事業所の「運動」への取り組みをサポートし、健康宣言後の取り組み促進につなげる。

(2) 内容

「運動」に関するインセンティブ（利用料金の割引等）を付与できるスポーツジム等の事業者（以下、「協賛団体等」という）と連携し、健康宣言事業所の従業員等に対して運動機会（以下、「運動サービス等」という）を提供する。

<大阪支部の「健康宣言」事業について>

健康宣言とは、事業所内の健康づくりを始めることを、事業所の代表者等が社内外へ宣言することである。宣言した事業所は、健診受診率 100%、特定保健指導実施率 35%以上、要治療者への受診勧奨、健康づくり担当者の設置、運動・食事・睡眠・メンタルヘルス・飲酒・喫煙・社内体制改善といった目標を掲げ、達成に向けて取り組む。大阪支部はこの取り組みをサポートする。（詳細は「大阪支部ホームページ>健康づくり>健康経営・健康宣言」を参照すること。）

2. 対象者

健康宣言事業所に属する役員とその家族及び従業員とその家族（令和 6 年度末時点 5,083 社、被保険者数 357,675 人、被扶養者数 211,230 人）

3. 費用負担

サポート等の提供にかかる費用等の一切は、全て協賛団体等が負担するものとする。

4. 委託期間

覚書締結日～令和 8 年 3 月 31 日

ただし有効期間満了の前月末日までに、「変更申出書（別紙 1）」の提出があった場合を除き、委託期間は 1 年間更新され、その後も同様とする。

5. 実施方法

協賛団体等は、「大阪支部「健康宣言」事業所向け運動機会アップ応援事業に関する覚書」の規定に基づき次の方法にて運動サービス等を実施する。

(1) 運動サービス等の利用対象者の確認

協賛団体は原則次の2つの方法のうちいずれかの方法により、運動サービス等の利用対象者を確認する。

(ア) 大阪支部ホームページに掲載された健康宣言事業所に属する被保険者または被扶養者である

(イ) 写真等で「健康宣言の証」を提示する被保険者または被扶養者である

(2) 運動サービス等の提供

協賛団体等は募集要項に定める応募申込書(様式1)の運動サービス等を対象者に実施する。なお、提供する運動サービス等の追加または変更がある場合は変更する5営業日前までに大阪支部に「変更申出書(別紙1)」を提出すること。

6. 利用状況の報告

協賛団体等は、大阪支部に「利用状況報告書(別紙2)」を電子メール等にて提出すること。提出は次のスケジュールで実施する。

集計期間	報告日
① 4月～6月	集計期間の翌月 10 日まで (10 日土日祝日の場合はその翌営業日まで)
② 7月～9月	
③ 10月～12月	
④ 1月～3月	

7. その他

覚書等に定めのない事項及び不測の事態であって、判断を要する事項については、発生直後に至急、担当部署と協議すること。

8. 担当部署

全国健康保険協会大阪支部

企画総務グループ

TEL : 06-7711-3400 (直通)

以 上

変更申出書

全国健康保険協会大阪支部長 様

大阪支部「健康宣言」事業所向け運動機会アップ応援事業について、下記の通り申し出ます。

令和 年 月 日

事業所名

事業所所在地

事業主名

記

- 1、辞退日
- 2、組織体制、連絡先等に関する変更
- 3、運動サービス等の内容に関する変更

変更内容の詳細

--

以 上

利用状況報告書

令和 年 月 日

事業所名

報告期間						利用人数
令和	年	月	日～	月	日	人
令和	年	月	日～	月	日	人
令和	年	月	日～	月	日	人
合計						人

その他特記事項

[illegible]

集計期間	報告日
① 4月～6月	集計期間の翌月 10 日まで (10 日土日祝日の場合はその翌営業日まで)
② 7月～9月	
③ 10月～12月	
④ 1月～3月	